第２５節　要員確保計画

第１項　　労働力等確保の手段
第２項　　公共職業安定所等の労働力確保

《 基本方針 》
災害応急対策を実施するにあたって、市災対本部員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊的な作業のため技術的な労力が必要なときのために、平常時から必要な労働者を把握し、要請がありしだい、速やかな対応ができる体制づくりに努める。

第１項　労働力等確保の手段

１．労働力等確保の手段

（１）　労働者の要請
災害対策を実施するための必要な労働者等の確保は、次の方法による。災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。
1)　災害対策実施機関の関係者等の動員
2)　日赤奉仕団
3)　ボランティアの協力動員
4)　公共職業安定所による労働者のあっせん
5)　関係機関の応援派遣による技術者等の動員
6)　緊急時における従事命令等による労働者等の動員

（２）　要員確保
各班は、労働者の確保が必要な場合は、“総務班”へ依頼する。

２．必要な作業種別

《労働供給の基本》

災害応急対策の実施に必要な労働者

下記の業務に従事するため、雇用を行う。

- 被災者の救難救助活動
- 行方不明者の捜索
- 遺体の処理
- 救出物資の整理、輸送及び配分
- 飲料水の供給
- 医療及び助産
- その他

第２項　公共職業安定所等の労働力確保

《基本方針》

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介あっせんを依頼するものとし、公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な労働者の紹介あっせんを行う。

《必要労働力の依頼事項》

（１）　必要労働者数
（２）　男女別内訳
（３）　作業の内容
（４）　作業実施期間
（５）　賃金の額
（６）　労働時間
（７）　作業場所の所在
（８）　残業の有無
（９）　労働者の輸送方法
（10）　その他必要な事項

１．雇用方法

《労働者の雇用方法》

目的、種目別計画立案 →（依頼）→ ハローワーク福岡南（TEL：092-513-8609）

目的、種目別計画立案 → 直接雇用

２．賃金

（１）　賃金

《賃金の支払い基準》

ｱ．公共職業安定所管内における業種別標準賃金（原則）
ｲ．公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
ｳ．救助法が適用された場合、法の規定する賃金

（２）　支払方法

《賃金の支払方法》

ｱ．毎日支給が原則
ｲ．公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
ｳ．現場に近いところで労働者に直接支給